高松市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成 1 7 年 5 月 3 1 日

 高松市監査委員
 北
 原
 和
 夫

 同
 吉
 田
 正
 己

 同
 綾
 野
 和
 男

 同
 大
 橋
 光
 政

平成17年度定期監査結果報告等について

- 第1 消防局定期監査の結果に関する報告および意見
 - 1 監査の結果に関する報告
 - (1) 監査の対象および期間

平成16年度に執行した事務について,次のとおり監査を実施した。

प्रेर्ग							象				
局		課		等			事		務	期	間
消防局	総予		務 防			果果	平成 1 6	年月	度の事	平成 1 7 :	年 4 月 1 日
	消	防	防	%	\	果	務の執行	j お a	よび財	から平成	17年5月
	情 北	報 消	指	令 防		課 署	務に関す	「る『	事務の	9日まで	
	(朝	日	分	署)	執行				
	南	消		防	1	罯					
	東	消		防	튑	罯					
	西	消		防	튙	罯					
	(綾 歌	東	部 分	署)					

(2) 監査の方法

平成16年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては,対象局課等から,それぞれ関係書類の提出を求めるとともに,説明を聴取して実施した。

また,公有財産管理状況および備品管理状況の適正性について,実地 監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果,事務については,おおむね適正に処理されていたが,別 記のとおり,その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12 項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも,法令等を遵守し,より一層,厳正かつ適切な事務の執行に 努めるべきであることのほか,監査委員の意見を別記のとおり付するも のである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 行政財産の目的外使用許可を適正にすべきもの

東消防署の敷地内に設置されている有線放送柱1本は,高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしないまま設置させているので,同規定に基づき,設置者から行政財産使用許可申請書を提出させ,使用許可を行うなど,適正に事務処理されたい。

(総務課,東消防署)

イ 公有財産台帳副本の附属図面を備えるべきもの

高松市公有財産事務取扱規則第20条では、公有財産台帳副本の附

属図面として、土地については更正図写または実測図、建物については平面図を備えることと規定されているにもかかわらず、山田分団第4部消防屯所および一宮分団第1部消防屯所については、これら附属図面がいずれも備えられておらず、また、山田分団第2部消防屯所については、更正図写は備えられているものの平面図が備えられていなかったので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(総務課)

ウ 備品の表示を適正にすべきもの

南消防署円座出張所で保管している備品のうち,黒板,心電図伝送 装置,消火器および耐熱服には,市の備品であることの表示がされて いないので,高松市物品会計規則第30条の規定により,備品シール を貼付するか,貼付できない場合には,備品シール整理簿に貼付して, 適正な管理を行われたい。

(南消防署)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容 普通財産の貸付契約を締結すべきもの

(ア) 改善を要する事項

普通財産である旧北部分団千代橋消防屯所の敷地内に設置されている電力柱1本については、設置者から行政財産使用許可申請書の提出があり、それに対し使用を許可するなど、一連の事務手続を行政財産の目的外使用許可として処理していたので、今後は、高松市公有財産事務取扱規則第27条第1項および第29条の規定に基づき、設置者から普通財産借受願を提出させ、貸付契約を締結されたい。

(イ) 措置された内容

旧北部分団千代橋消防屯所の敷地内に設置されている電力柱 1本については、設置者から普通財産借受願を提出させ、普通財産として使用承認するとともに、普通財産貸付台帳を調整した。

(総務課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 高松市消防団本部運営交付金ほか1件に係る交付事務について

平成16年度高松市消防団本部運営および平成16年度高松市消防団分団運営に係る補助金等交付申請書に添付されている収支予算書ならびに補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書の支出区分欄には、会議費、運営費等の記載しかなく、それら経費の具体的内容が明記されていないので、今後は、高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき、交付金申請者に対し、支出額を構成する各経費の内容が明確に分かるものとするよう指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や精算確認を行われたい。

(総務課)

(2) 公有財産の適正な管理について

消防屯所等における行政財産の目的外使用の状況について,実地監査した結果,敷地内に公有財産台帳に記載のない物置を設置している消防屯所が見受けられたが,その用途は消防の用に供する機械器具を保管するなど,本来の用途に沿って使用されているものの,消防屯所は行政財産であることを踏まえ,今後は,公有財産台帳等と現況が合致するよう,適宜,各施設の状況を確認するとともに,高松市公有財産事務取扱規則等に定める関係諸規定に基づき適正に事務手続を行うなど,公有財産の適正な管理に努められたい。

(総務課)

第2 行政委員会等定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成16年度に執行した事務について,次のとおり監査を実施した。

		対		象		55
	局	課	等	事務	期	間
監	査 事	務局	監査課	平成16年度の	事 平成 1 7	年 4 月 1 日
選	挙 管 理 委	員会事	務局選挙課	務の執行および	「財 から平成	17年5月
公	平	委	員 会	務に関する事務	の 9日まで	
農	業委員会	会 事 務	局 農 政 課	執行		
市総		会 事 を課・	務			

(2) 監査の方法

平成16年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては,対象局課等から,それぞれ関係書類の提出を求めるとともに,説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果,事務については,おおむね適正に処理されていたが,別 記のとおり,その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12 項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも,法令等を遵守し,より一層,厳正かつ適切な事務の執行に 努めるべきであることのほか,監査委員の意見を別記のとおり付するも のである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 委託契約書に違約金等に関する条項を盛り込むべきもの

参議院香川県選出議員選挙ポスター掲示板製作,取付,維持管理および撤去業務委託契約書,投票所出入口スロープ板設置および撤去業務委託契約書には,高松市契約規則第20条第1項第7号で規定する,履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息,違約金等に関する事項が定められておらず,契約条項に適正性を欠いたものとなっているので,今後,同様の契約を締結しようとする場合は,同規定に基づき,適正な契約書を作成の上,契約の相手方と約定されたい。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

イ 支出事務を適正に行うべきもの

参議院議員通常選挙開票所の開票事務用FAX設置等業務については、契約の相手方と業務委託契約を締結しているにもかかわらず、その経費は使用料及び賃借料の支出科目から支出されており、不適切な事務処理となっているので、今後は、業務内容を精査の上、予算の定めるところに従い、適切な契約を締結し、支出事務を適正に執行されたい。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

高松市農業委員会地区部会開催交付金に係る交付事務について

平成16年度高松市農業委員会地区部会開催交付金の交付に当たって,各部会長から提出された補助金等交付申請書に添付されている収支予算書の支出区分欄には,会議費として交付申請額が記載されているのみであり,また,補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書も,予算額と同額の決算額が会議費として記載されているのみで,当該経費の具体的な内容が明記されておらず,補助事業等の対象経費が客観的かつ明確に把握できない事務処理となっているので,今後は,高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき,申請書等に経費の具体的内容を記載するよう指導するとともに会計関係書類の審査を適正に行うことに

より、交付決定審査および執行状況確認の適正化に努められたい。

(農業委員会事務局農政課)

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

- 1 個人情報取扱特記事項を適正にすべきもの
 - (1) 改善を要する事項

高松市女性センター事業委託および香川県緊急雇用創出基金補助事業 女性行政調査・情報収集業務委託の契約書には、「個人情報を取り扱う事 務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に定める個人情報 取扱特記事項の第11項および第12項の条項が盛り込まれていないの で、今後、これらの契約を締結する場合は、個人情報が適正に取り扱わ れるよう、約定されたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年4月13日)

高松市女性センター事業委託の契約については,平成17年度から, 契約書に個人情報取扱特記事項第11項および第12項を盛り込んだ。

また,香川県緊急雇用創出基金補助事業女性行政調査・情報収集業務 委託の契約については,平成16年度の契約書に個人情報取扱特記事項 第11項および第12項を盛り込んだ。

(市民部女性センター)

- 2 事務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの
 - (1) 改善を要する事項

高松市生涯学習情報システム保守業務委託の契約内容は,個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず,その契約書には,受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので,今後,契約を締結しようとする場合には,「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき,個人情報が適正に取り扱われるよう,契約条項を改められたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年4月15日)

高松市生涯学習情報システム保守業務委託の契約については,平成 16年度から,契約書に個人情報取扱特記事項を盛り込んだ。

(教育部社会教育課生涯学習センター)

3 賃貸借契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では,随意契約による場合においては,契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し,平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて(通知)」でも,委託業務を発注する場合においては,業務範囲の特定を行うために,仕様書を作成することを定めているが,ファクシミリ賃貸借の支出負担行為伺決裁には,仕様書が添付されていないので,今後,契約を締結しようとする場合には,委託料等の積算基礎となる業務内容が明確になるよう,同規定等に基づき仕様書を作成し,決裁に添付されたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年4月26日)

ファクシミリ賃貸借契約については,平成17年度から,仕様書を作成し,同支出負担行為伺決裁に添付した。

(総務部広聴広報課)

4 見積業者等一覧表を適正なものにすべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により,前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう,契約の見積徴取伺に用いる見積業者等一覧表の様式が改正されたにもかかわらず,平成16年度ファクシミリ賃貸借契約の見積徴取伺には,改正前の見積業者等一覧表の様式が用いられているので,今後は,適正な見積業者等一覧表の様式を用いて事務処理されたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年4月26日)

ファクシミリ賃貸借契約の見積徴取伺に添付する見積業者等一覧表については,平成17年度から,改正後の様式に改めた。

(総務部広聴広報課)

5 産業廃棄物処理業等許可手数料の調定手続を行うべきもの

(1) 改善を要する事項

歳入金を徴収しようとするときは、地方自治法第231条および同法施行令第154条第1項ならびに高松市会計規則第24条、高松市事務決裁規程第5条第1項および別表第1財務会計の表第1項の規定に基づき、調定行為をしなければならないにもかかわらず、産業廃棄物処理業等許可手数料の徴収において、調定決裁を受けないまま、その許可手数料を収納しているので、今後は、これらの規定に基づき、適正に調定手続を行われたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年5月9日)

産業廃棄物処理業等許可手数料の徴収については,平成16年度から, 調定手続を行うよう改めた。

(環境部廃棄物指導課)

- 6 業務委託契約の業務内容を仕様書で適正に定めるべきもの
 - (1) 改善を要する事項

産業廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る処理対策および適正処理推進等業務委託契約の仕様書の業務内容と契約の相手方から業務完了後に提出された業務成果報告書の業務内容が合致していないにもかかわらず,委託業務が適正に履行されたものとして事務処理されているので,今後は,高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき,仕様書で業務内容を適正かつ明確に定めるとともに,それにより業務成果報告書の業務内容の履行確認を行うなど,同規則第30条第2項の検収も適正に行われたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年5月9日)

産業廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る処理対策および適正処理推進等業務委託契約の仕様書については、平成16年度契約から、適正に定めるよう改めた。

(環境部廃棄物指導課)

7 補助金交付取扱基準を明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

財団法人高松市国際交流協会運営補助金は、その交付決定伺決裁で、補助金の交付予定総額が定められているものの、補助対象とした運営事業経費に対する補助金交付額の算定方法その他の具体的な交付取扱基準を定めないまま、概算交付されたため、運営事業完了後、同協会から提出された補助対象事業の収支決算書では余剰金が生じているにもかかわらず、補助金の概算払の精算に当たり、精算残金が生じていないものとして事務処理がなされているなど、適正性や透明性を欠く事務処理となっているので、今後、決裁には、補助金交付額の算定方法や事業完了後の余剰金の取扱いを含め、補助金交付額の取扱いが適正かつ明確になるよう、補助金交付取扱基準を明記されたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年5月16日)

財団法人高松市国際交流協会運営補助金については,平成17年度から,補助金交付決定通知書において,補助金交付取扱基準を明記し,補助金交付が適正かつ明確になるよう改めた。

(総務部秘書課国際交流室)

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

- 1 文書の適正な管理について
 - (1) 意見を付した事項

決裁文書は,高松市文書規程に定める関係規定に基づき,ファイリング・キャビネット等を使用して,必要に応じて即座に利用し得るように 組織的に整理・保管していなければならないにもかかわらず,随意にある特定の常用文書である決裁文書の提出を求めたところ,不存在である 旨の回答を得た後,後日,その存在が明らかになった。

常用文書は、完結した後においても、事務処理の根拠となっている決裁文書など、執務上、常に使用する文書であり、その整理・保管を正しく行うことは、事務執行の適正性の確保や情報公開制度の円滑な実施を図る上で、重要であるため、常用文書をはじめとする保管文書の取扱いが適正に行われるよう、関係職員への周知・徹底等を行われたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年4月13日) 常用文書は,常用の決裁綴に綴り込み,適正な整理・保管に努めることとした。

(市民部女性センター)

- 2 施設使用許可申請書の受付について
 - (1) 意見を付した事項

女性センターが所管する建物は、公の施設である高松市女性センターおよび高松市錦町会館の複合施設であり、その事業は、貸館事業をはじめとする管理運営である。

このため,女性センターでは,それぞれの施設の貸館事務を担っているが,錦町会館集会室使用許可申請を女性センター会議室使用許可申請として誤って受け付け,誤った収入科目(事項)で施設使用料を受け入れるなど一連の事務処理に適正性を欠く事例が見受けられたので,今後は,施設使用許可申請の受付事務に当たり,その申請内容の確認を十分に行うなど,適正な事務処理が行われるよう,職員に対し周知・徹底を図られたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年4月13日) 誤った収入科目で受け入れた施設使用料については,適正な収入科目 (事項)に振り替えるとともに,職員に対し周知・徹底を図った。

(市民部女性センター)

- 3 「広報たかまつ」イラスト・レイアウト・レタリング業務委託契約にお ける業者選定の在り方等について
 - (1) 意見を付した事項

当該委託契約においては,長期間,同一業者と一者随意契約を行っているが,一者随意契約とする業者選定理由の適正性について,定期的に検討されたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年4月26日)

「広報たかまつ」イラスト・レイアウト・レタリング業務委託契約に ついては、平成 1 5 年度から競争見積とし、複数業者から見積徴取を行った。

(総務部広聴広報課)

- 4 廃棄物不法処理防止パトロール事業業務委託の見積徴取手続について
 - (1) 意見を付した事項

廃棄物不法処理防止パトロール事業業務委託の見積徴取伺決裁では, 廃棄物不法処理防止パトロールの種別ごとに単価契約とすることとされているにもかかわらず,当該委託契約の見積徴取の実施に当たり,パトロール事業全体の予定業務量に係る総額(総価)のみが記載された見 積書を適正なものと認め,競争見積合せを行っており,契約事務処理上, 適正性に疑義を生じかねないものが見受けられた。

今後,同種の契約事務を執行する場合で,見積徴取を実施しようとするときは,契約内容の性質から単価によるべきものかまたは総価によるべきものかを十分に見極め,見積方法の種別を明確にするとともに,見積業者に対しては,見積説明会の開催時に,見積方法の種別を明確に示して,見積内容の周知徹底を行うなど,見積徴取手続が適正なものとな

るよう、事務処理方法を見直されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年5月9日)

廃棄物不法処理防止パトロール事業は,平成16年度で事業が打切りになっているが,今後,同様の手続が必要な場合には,適正に対応することとした。

(環境部廃棄物指導課)

- 5 各外来カルテ棚の購入に係る契約方法について
 - (1) 意見を付した事項

各外来カルテ棚の購入に係る契約は,購入物品および納期が同じであるにもかかわらず,診療科ごとに分けて購入する必要があったこと等の理由から,契約金額が50万円以下の4つの案件に分けて,同時決裁により支出事務の処理を行っているが,このように極めて共通性の高いものである場合には,効率性および適正性の観点から契約を一本化するよう検討されたい。

② 措置された内容(措置通知日 平成17年5月11日)

平成17年度から,極めて共通性の高い物品購入案件については,効率性および適正性の観点から契約を一本化した。

(市民病院庶務課)